明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働八八）　一
○畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（農林水産四七）　四
○関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第二号の農林水産省令で定める方法を定める省令（同四八）　五
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同四九）　五
〔告　示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（厚生労働二七九）　六
○畜産経営の安定に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件及び畜産経営の安定に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（農林水産一七〇三）　七
○畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条の規定に基づき、同規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件の一部を改正する件（同一七〇四）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本放送協会落札、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第八十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項、第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信